

2026年6月30日 全9頁

学校施設の廃止後の課題

廃校施設活用状況実態調査の分析

政策調査部

主任研究員

鈴木 文彦

[要約]

- 人口減少下の学校施設については、適切なダウンサイジングの必要性が指摘されている。足元をみれば、縮減の進捗には地域差があり、少子化が進む地域ほど学校数や延床面積の減少が進んでいる。少子化のペースを踏まればなお一段の縮減が求められるところ、その過程で生じる廃校の後利用が課題のひとつとなっている。本稿では、学校統廃合の出口戦略の観点から、文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」のデータを用い、除却を含む廃校のてん末にかかる実態を検証する。
- 「廃校施設活用状況実態調査」の公表値によれば、現存する廃校の74.4%が活用済とされる。ただし、これには統合校や、複数棟のうち1棟のみ利用の事例が含まれる。また、「その他」に区分された用途には暫定利用とみられるものも含まれている。活用状況には地域差が見られた。政令市・特別区では取壊しと転用が並行し、用途別にみると教育・文化系や子育て系の比率が相対的に高い。過疎地域等では小都市・町村を中心に、観光・研修施設等の地域振興系を選択する傾向が見受けられた。
- 未利用の理由にも地域差がうかがえる。未利用が目立つのは主に過疎地域等の中小都市や町村であり、地域からの要望が乏しく再利用の需要を見出しにくいことが最大の理由として挙げられる。これに老朽化や立地条件が重なり、次の用途への移行が難しい現状がある。未利用のまま長期間が経過した廃校も多く、その間も維持コストが発生し続けることを踏まれば、立地条件面で難しさを抱える廃校については、転用の可否に加え、早期の除却も含めた判断が求められる。

1. 学校施設統廃合の出口戦略としての廃校問題
2. 廃校の実態把握
3. 旧小中学校の校舎の活用動向
4. 未利用の理由
5. 小括

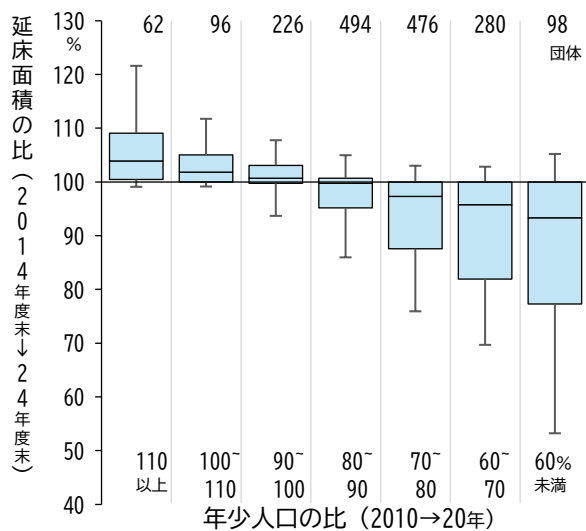
1. 学校施設統廃合の出口戦略としての廃校問題

2025年11月11日の財政制度等審議会財政制度分科会（以下「同分科会」）の配付資料「文教・科学技術」によれば、文教・科学技術予算のテーマは「人口減少社会において、いかに適切なダウンサイジングをし、子どもたちの負担を減らしながら質を向上していくか」であった。義務教育にかかる学校施設もその対象である。資料は、第2次ベビーブーム世代の児童生徒数がピークを記録した1985年と比べ、児童生徒数は47%減少したにもかかわらず、学校数の減少は21%にとどまっていると指摘した。2050年までに全市区町村の約3割で人口が現在の半数を下回る見通しの下、児童生徒数の将来推計を踏まえた統廃合方針が個別施設計画に明記されていないケースが少なくない。

他方、ダウンサイジングの進度には地域差がある。図表1は、全国の市区町村を2010年と2020年の年少人口比で7区分し、各区分における学校施設の延床面積比（2014年度末と2024年度末）を箱ひげ図で示したものである。年少人口比が110%以上の区分では中央値は約105%に上る一方、60%未満の区分では約93%まで落ち込む。全体としてみれば縮減は不十分であるが、少子化の深刻な地域ほど、施設の縮減が進んでいる傾向はある。

縮減の進行は、廃校の発生として現れる。図表2は、47都道府県別に、2020年の年少人口の10年前比と、2010年の年少人口千人あたりの廃校数を示したものである。廃校もまた、少子化の深刻な地域ほど多く発生していることが確認できる。

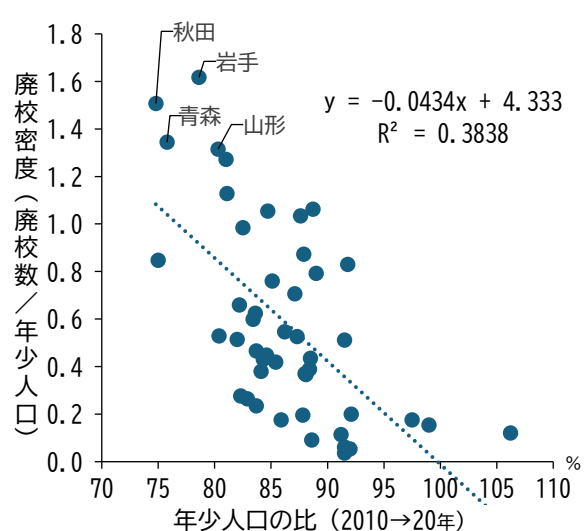
図表1 少子化の進行と延床面積の縮減



(注) 小中学校には義務教育施設（小中一貫校）を含み、中等教育学校（中高一貫校）の前期課程を含まない。箱ひげ図の上下端は上下10%を示す。

(出所) 総務省「公共施設状況調査」、「国勢調査」から大和総研作成

図表2 少子化の進行と廃校の発生密度



(注) 廃校密度は2004～2023年度に発生した小中学校の廃校のうち統合校を除く6,248校について、2010年の年少人口で除して求めた。

(出所) 文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」、総務省「国勢調査」から大和総研作成

2. 廃校の実態把握

2025年3月31日、文部科学省から「廃校施設活用状況実態調査」が公表された。調査時点は2024年5月1日現在で、全国の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象に、廃校の数、活用状況、活用に向けた検討状況が記載されている。

これによれば、2004年度から2023年度までに発生した廃校数は8,850校である。このうち施設が現存するものは7,612校で、74.4%にあたる5,661校が既に活用されている。活用されおらず用途も決まっていないものが19.7%の1,503校、取壊し予定が2.8%の213校である。

ただし、「現存する校舎または屋内運動場のうち1棟以上が利用」されていれば活用と判定さ

図表 3 廃校施設活用状況実態調査（公表版）

廃校年度		今回 平成16年度～令和5年度 (令和6年5月1日現在)		参考(前回) 平成14年度～令和2年度 (令和3年5月1日現在)		
廃校の数 (A)	小学校	8,850	5,799	8,580	5,678	
	中学校		1,835		1,721	
	高等学校等		1,216		1,181	
施設が現存している廃校の数 (B)	× 100% B/A	(校) 7,612	86.0%	(校) 7,398	86.2%	
活用されているもの (a)	a/B	5,661	74.4%	5,481	74.1%	
活用されていないもの (b)	b/B	1,951	25.6%	1,917	25.9%	
活用の用途	決まっている (c)	c/B	235	3.1%	278	3.8%
	決まっていない (d)	d/B	1,503	19.7%	1,424	19.2%
取壊しを予定 (e)	e/B	213	2.8%	215	2.9%	
現存する施設なし (C)	C/A	1,238	14.0%	1,182	13.8%	

	今回 平成16年度～令和5年度 (令和6年5月1日現在)				参考(前回) 平成14年度～令和2年度 (令和3年5月1日現在)	
	合計		校舎	屋内運動場	件数	用途別割合
	件数	用途別割合	件数	件数		
学校(大学を除く)	4,191	40.5%	2,110	2,081	3,948	39.1%
社会体育施設	1,693	16.4%	155	1,538	1,756	17.4%
社会教育施設・文化施設	1,206	11.7%	750	458	1,330	13.2%
社会教育施設	858	8.3%	514	344	989	9.8%
文化施設	348	3.4%	236	112	341	3.4%
福祉施設・医療施設等	735	7.1%	533	202	774	7.7%
老人福祉施設	194	1.9%	144	50	225	2.2%
障害者福祉施設	177	1.7%	126	51	176	1.7%
保育施設	68	0.7%	46	22	67	0.7%
認定こども園	37	0.4%	23	14	40	0.4%
児童福祉施設(保育所を除く)	72	0.7%	54	18	66	0.7%
放課後児童クラブ	124	1.2%	95	29	127	1.3%
放課後子供教室	34	0.3%	22	12	39	0.4%
医療施設	29	0.3%	23	6	34	0.3%
企業等の施設・創業支援施設	1,207	11.7%	789	418	1,020	10.1%
企業や法人等の施設	1,138	11.0%	741	397	947	9.4%
創業支援施設	69	0.7%	48	21	73	0.7%
庁舎等	449	4.3%	323	126	461	4.6%
体験交流施設等	535	5.2%	349	186	520	5.1%
備蓄倉庫	231	2.2%	158	73	199	2.0%
大学	81	0.8%	47	34	79	0.8%
住宅	20	0.2%	13	7	21	0.2%

(複数回答)

(出所) 文部科学省

れる点には留意が必要だ¹。廃校数ではなく棟数や延床面積で計算した活用率は別の数字となる。活用用途は校舎と屋内運動場それぞれについて複数回答で問う形式となっており、廃校の数と集計が一致しない。例えば「学校（大学を除く）」への活用は4,191校だが、これは校舎の複数回答と屋内運動場の複数回答を合計した値であり、廃校数8,850校との直接比較はできない。

今般、本稿の執筆にあたり作成要領と個票データに基づき分析を行った²。分析は集計単位で実施しており、個別の自治体や学校が識別される形での検討は行っていない。これに基づく内訳では、「学校（大学を除く）」への活用は校舎で2,108校、屋内運動場で2,079校である。校舎の内訳は、小学校828校、中学校558校、高等学校655校、特別支援学校67校だった。複数校を統合して廃校跡地に新設校を置いたケースも「学校（大学を除く）」への活用として計上されている³。廃校施設活用状況実態調査の「廃校」は、必ずしも学校の純減を意味しない。

そこで、廃校施設活用状況実態調査の公表版（以下、「公表版」）の廃校数から、大学を除く学校に活用されたものを差し引いた数を「統合校を除く廃校」とし、個票データをもとに再集計した（図表4）。校舎ベースで6,742校、屋内運動場ベースで6,771校となる。学校種別では、廃校のうち「学校（大学を除く）」への活用に振り替わった比率は、高等学校60.4%、特別支援学校50.8%、中学校30.4%、小学校14.3%である。裏返せば、廃校後に学校以外の用途に転じた割合がもっとも高いのは小学校である。同調査によれば、2004年度から2023年度までの公立学校の新設が2,758校あった。義務教育学校や中等教育学校への移行、私立学校への転換が含まれるため単純比較はできないが、廃校数および再利用の内訳から、廃校跡地とは別の場所に新設された公立学校が一定数存在することが示唆される。試算では約650校となる。

本稿では活用状況を3区分で扱う。公表版でいう「活用されているもの」および活用の用途が決まっているものを調査票の分類に基づき「利用済等」（調査票の「未利用（利用計画有）」を含む）とし、活用されておらず活用の用途が決まっていないものを「利用計画なし」（同「未利用（利用計画無）」）、現存しないものまたは取壊し予定のものを「取壊済等」（同「未利用（取壊予定）」を含む）とする。校舎については、統合校を除く廃校4,971校（旧小学校）のうち、利用済等が47.0%、利用計画なしが28.4%、取壊し済等が24.6%である。旧中学校1,277校では、それぞれ34.6%、30.3%、35.1%となる。中学校は利用済等の比率が低く、利用計画なしの比率が高い。屋内運動場も校舎と同様の傾向だが、小学校・中学校ともに利用済等の比率がわずかに高く、利用計画なしの比率がやや低い。以下、小学校・中学校の校舎に絞

¹ また、「当該廃校の現存する建物のすべてについて、令和6年5月1日時点では利用していないが、1棟以上について利用計画があれば該当」（作成要領）するものを利用計画有としている。

² 作成要領の名称は「令和6年度 廃校施設等活用状況実態調査 作成要領」、個票データは「廃校実態調査票」。なお、公表版は「廃校施設活用状況実態調査」と“等”がない。作成要領においては「活用」に対応する用語として「利用」が使われている（用途分類では「活用」も併用）。個票データと集計表の関数関係を追跡したところ同義と思われることから、本稿では文脈に沿って「活用」、「利用」の両方を使用している。

³ 調査票の選択肢は①同一地方公共団体（設置者）の他の学校、②他の地方公共団体（設置者）の公立学校、③私立学校、いずれも大学を除く。例えば、同一敷地内の市町村立小中学校が義務教育学校に転換した場合は小学校、中学校のそれぞれでカウントされるため廃校2件、公立校へ活用（①または②）2件となる。なお、図表3と図表4で大学除く学校に活用した廃校の数が異なるのは①と②の両方を選択している学校が2つあるため。

図表 4 学校種別にみた廃校数と「学校（大学を除く）」への活用比率

校舎	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		総計	
廃校の数	5,799	100.0	1,835	100.0	1,084	100.0	132	100.0	8,850	100.0
大学除く学校に活用 (新設校)	828	14.3	558	30.4	655	60.4	67	50.8	2,108	23.8
	(1,180)	(*233)	(563)		(433)	(*28)	(321)		(2,758)	
統合校除く廃校の数	4,971	100.0	1,277	100.0	429	100.0	65	100.0	6,742	100.0
利用済等 利用計画有含む	2,336	47.0	442	34.6	135	31.5	13	20.0	2,926	43.4
計画なし 未利用(利用計画無)	1,412	28.4	387	30.3	89	20.7	9	13.8	1,897	28.1
取壊済等 取壊予定含む	1,223	24.6	448	35.1	205	47.8	43	66.2	1,919	28.5
屋内運動場	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		総計	
廃校の数	5,799	100.0	1,835	100.0	1,084	100.0	132	100.0	8,850	100.0
大学除く学校に活用	808	13.9	590	32.2	623	57.5	58	43.9	2,079	23.5
統合校除く廃校の数	4,991	100.0	1,245	100.0	461	100.0	74	100.0	6,771	100.0
利用済等 利用計画有含む	2,445	49.0	492	39.5	125	27.1	9	12.2	3,071	45.4
計画なし 未利用(利用計画無)	1,344	26.9	338	27.1	99	21.5	9	12.2	1,790	26.4
取壊済等 取壊予定含む	1,202	24.1	415	33.3	237	51.4	56	75.7	1,910	28.2

(注) ※は義務教育学校、中等教育学校。利用済等以下の比率は統合校を除く廃校数を分母とする。

(出所) 文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」から大和総研作成

り検証を進める。

3. 旧小中学校の校舎の活用動向

活用状況の地域差

旧小中学校の利用状況を地域属性別に検証する。図表 5 を見ると、廃校のうち「学校（大学を除く）」への活用に振り替わったものの割合が高いのは、政令指定都市（以下「政令市」と特別区である。中都市（人口 10 万人以上の市）、小都市（人口 10 万人未満の市）、町村では、同じ団体種別でも過疎・離島地域以外の地域（以下「非過疎」とし、過疎・離島地域を「過疎

図表 5 団体属性別にみた旧小中学校校舎の利用状況

		政令市	特別区	中都市		小都市		町村		合計
				非過疎	過疎等	非過疎	過疎等	非過疎	過疎等	
廃校の数	A	369	189	938	423	1,148	1,965	559	2,043	7,634
大学除く学校に活用	B	125	57	214	79	197	275	114	325	1,386
B/A (%)		33.9	30.2	22.8	18.7	17.2	14.0	20.4	15.9	18.2
統合校除く廃校の数	A-B	244	132	724	344	951	1,690	445	1,718	6,248
構成比	利用済等 (%)	40.2	25.0	37.8	32.8	43.8	45.4	52.4	49.0	44.5
	計画なし (%)	19.3	5.3	29.3	41.3	26.4	31.4	21.3	29.9	28.8
	取壊済等 (%)	40.6	69.7	32.9	25.9	29.8	23.1	26.3	21.1	26.7

(注) 各区分の構成比について、合計列の割合（全体平均）からのプラスの程度に応じて着色している。

(出所) 文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」から大和総研作成

等」とする)のほうが高い⁴。要するに、統合校を除く「純粋な」廃校は小規模自治体ほど、また過疎等に所在するほど多いことになる。利用状況を見ると、取壊し済等の比率が高いのは特別区であり、政令指定都市がこれに次ぐ。両者は利用計画なし比率も低い。利用済等の比率が高いのは町村で、その約半数が該当する。利用計画なしの比率は中都市、小都市、町村の順に高く、同じ団体種別であれば過疎等のほうが高い。

活用用途の地域差

利用済等に区分される廃校を対象に、その用途の内訳を検討する⁵。図表6の作成にあたって、団体区分と用途のそれぞれについて似た分布パターンを示すものを集約した。団体区分は、中都市で過疎等と非過疎の差異が顕著だった一方、小都市と町村では規模による差よりも過疎等・非過疎の差が大きかったため、これを踏まえた6区分とした。用途は、教育・文化系、子育て系、福祉系、防災系、庁舎等、地域振興系の6つのカテゴリに集約し、都市部に特徴的なものから順に並べた。また、作成要領上の用途「その他」は行をあらためた。

学校施設の機能を活かした教育・文化系は全体としても選択率が高いが、特に政令市や特別区では廃校の過半数で選択されている。学校施設と同じく子どもを対象とする子育て系も都市

図表6 カテゴリ別にみた小中学校校舎の活用用途

（選択率 %） カテゴリ	調査票上の選択肢	政令市	特別区	中都市		小都市・町村		全体
				非過疎	過疎等	非過疎	過疎	
教育・文化系	社会教育施設、社会体育施設 文化施設、大学	53.1	57.6	24.5	44.2	27.7	31.4	31.4
子育て系	放課後児童クラブ、認定こども園、放課 後子ども教室、保育施設、児童福祉施設	11.2	33.3	8.0	1.8	8.9	5.8	7.1
福祉系	老人福祉施設、障害者福祉施設 医療施設	5.1	36.4	6.2	8.0	9.2	10.5	9.8
防災系	災害用備蓄倉庫、住宅	27.6	24.2	6.9	2.7	3.8	4.3	5.5
庁舎等	庁舎等	16.3	15.2	19.0	14.2	8.3	8.7	10.2
地域振興系	企業・法人等の施設、創業支援施設 体験交流施設、宿泊施設	30.6	6.1	32.5	24.8	44.6	40.9	39.5
その他	地域コミュニティ施設、倉庫・保管施設 教育センター等	15.3	0.0	20.1	21.2	14.8	15.3	15.7
利用済または利用計画有と回答した廃校校舎の数		98	33	274	113	650	1,610	2,778
回答した用途の数		156	57	321	132	763	1,883	3,312

（注）各区分の構成比について、合計列の割合（全体平均）からのプラスの程度に応じて着色している。

（出所）文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」から大和総研作成

⁴ ここで過疎・離島地域とは、2024年5月1日現在における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域をいう。

⁵ 調査票の選択肢のうち定義が記載されているものは次の通り。社会教育施設：社会教育法第3条に定める「社会教育の奨励に必要な施設」である社会教育施設及び青少年教育施設、社会体育施設：一般の利用に供する目的で設置したスポーツ施設、文化施設：文化芸術の創造、交流、発信の拠点として、また地域住民の身近な文化芸術活動の場として設置している施設、放課後児童クラブ：放課後児童健全育成事業の用に供する施設、放課後子ども教室：放課後子ども教室推進事業の活動、保育施設：保育所及び地域型保育事業、児童福祉施設：児童福祉法第7条に定める「児童福祉施設」(例)助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、老人福祉施設：老人デイサービスセンター等、

部に多い。中都市、小都市・町村では過疎等での選択率が低い。

その他、福祉系はもともと母数が少ない特別区を除けば団体区分による違いは小さい。強いていえば、中都市、小都市・町村では過疎等の選択率がやや高く、子育て系の地域差とは対照的な傾向となっている。また、都市部の特徴としては、教育・文化系、子育て系に加え、災害用備蓄倉庫の比率が高いことも挙げられる。

小都市、町村に多く選ばれているのは地域振興系である。施設別には保養所、研修施設、サテライトオフィスなど企業や法人等の施設の比率が高い。体験交流施設は政令市の選択率も小都市・町村と同水準の1割前後を占めていた。なお、創業支援施設は全体でも選択率は1.6%で政令市と特別区で3~4%と若干高かった。

「その他」が示すもの

用途として「その他」が選択された校舎は437件で、利用済等校舎の15.7%を占める⁶。「その他」は、作成要領上、あらかじめ示された用途区分に該当しない場合に選択される項目であり、調査票の分類では捉えきれない使われ方がここに集まる。

内訳を見ると、もっとも多いのは地域コミュニティ拠点としての活用で198件だった。自治会館、町内会施設、地区集会所、自治振興区拠点などが該当する。調査票における「社会教育施設」は社会教育法上の施設を想定しており、自治会や町内会レベルの非定型な集会機能はここに収まらず、「その他」に流れたものと考えられる。

次に多いのが倉庫・保管施設としての活用で55件である。備品保管用倉庫、文書倉庫、文化財収蔵庫、資材置場などがこれにあたる。倉庫・保管施設や非定型な地域コミュニティ拠点としての利用には、すべてではないにせよ、暫定利用とみられるものも含まれていると考えられる。恒久的な転用と異なるものも「活用済」の中に含まれている。

そして、教育支援センター、適応指導教室、教育相談室など、教育行政の内部施設としての活用が33件ある。他には、観光交流施設など広義の地域振興系に含まれそうなものや、子ども食堂、オルタナティブスクールなど作成要領上の用途分類では区分が難しい活用形態が散見された。さらに、利用計画はあるものの用途は「検討中」または「公募中」とされるもの、校舎屋上を太陽光発電に充てるもの、イベント等への一時貸出とするケースも一定数みられた。

4. 未利用の理由

廃校校舎のうち利用計画のないケースを検討する。図表7は、未利用の理由について調査票が示す8つの選択肢を廃校の属性別に集計したものである。なお、政令市と特別区は未利用校

障害者福祉施設:身体障害者デイサービスセンター等、体験交流施設:自然体験施設等、企業や法人等の施設:工場・加工施設、事務所、研修施設等。

⁶ 437件のうち「その他」以外の選択がないものは430件あった。

図表 7 団体属性別にみた未利用の理由

	特別区	政令市	非過疎			過疎等		
			中都市	小都市	町村	中都市	小都市	町村
校舎の数	7	47	212	251	95	142	531	514
平均経過年数	7.8	8.9	6.1	5.7	7.4	8.3	8.5	9.4
(選択率 %)								
地域等からの要望がない	○ 0.0	● 29.8	● 30.7	● 25.9	● 29.5	● 53.5	● 57.1	● 47.5
建物が老朽化している	● 14.3	● 17.0	● 32.5	● 25.5	● 36.8	● 40.1	● 42.7	● 43.2
立地条件が悪い	○ 0.0	○ 2.1	● 13.7	● 18.7	● 18.9	● 20.4	● 26.0	● 16.1
財源が確保できない	○ 0.0	○ 2.1	● 18.9	● 19.1	● 13.7	● 18.3	● 16.0	● 15.2
活用方法が分からない	○ 0.0	○ 0.0	○ 8.0	● 12.0	● 14.7	○ 1.4	○ 7.5	○ 5.6
活用の検討を行っていない	● 14.3	○ 2.1	○ 4.7	● 17.1	● 15.8	○ 5.6	○ 7.0	○ 8.2
用途に応じて法令上の制約がある	● 14.3	○ 2.1	● 12.3	● 12.7	● 10.5	○ 5.6	○ 3.8	○ 3.5
その他	● 57.1	● 53.2	● 35.8	● 25.5	● 25.3	● 12.0	● 13.6	● 16.3

(注) 選択率が10%pt 上がるごとにマーカーの色を変えている。

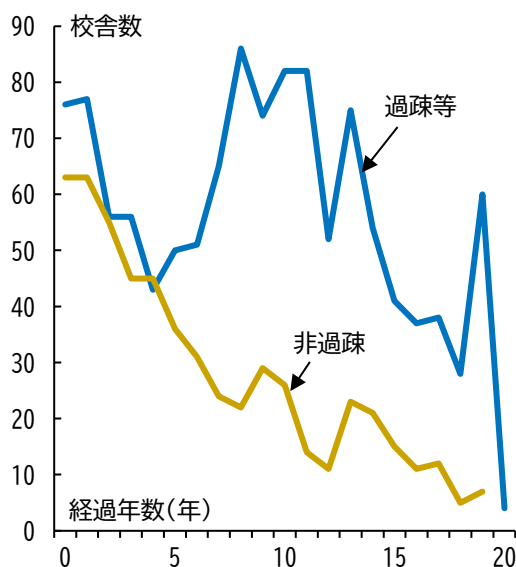
(出所) 文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」から大和総研作成

舎が54校と少なく、未利用の理由に「検討中」が多かったため考察対象から外した。

未利用理由の選択率から過疎等と非過疎の違いが読み取れる。過疎等では「地域等からの要望がない」、「建物が老朽化している」の回答率が非過疎に比べて高い。中都市・小都市については立地条件の悪さも2割に達する。需要の不在に建物・立地の制約が重なり、次の用途への移行が難しい状況がうかがえる。

これに対し、非過疎の市町村では「活用方法が分からない」「活用の検討を行っていない」「用途に応じて法令上の制約がある」の3項目が、過疎等よりも高い。過疎等の需要の不在に対し、非過疎では選択肢や規制を整理しきれない供給側の問題が前面に出る。経過年数の推移と

図表 8 経過年数別にみた未利用校舎



(注) 中都市、小都市および町村。

(出所) 文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」から大和総研作成

あわせて見れば、取壊しや売却を視野に入れた過渡的状态である可能性もうかがえる。

過疎等か否かの違いは経過年数にも表れる。属性別の平均経過年数を見ると過疎等の町村が最長の 9.4 年である。図表 8 を見ると、経過年数とともに未利用校舎数が減少する非過疎に対し、過疎等では減少のペースが緩く、10 年以上未利用の廃校も半分弱残っている。

5. 小括

廃校は全国に存在する。同分科会が指摘するように、全体としてのダウンサイジングは依然として十分とはいえないが、少子化が深刻な地域ほど施設の縮減は進んでおり、廃校もそれだけ多く生じている。本稿の関心は、その出口、すなわち発生した廃校がどう処理されているかにあった。

個票データの分析からみえてきたのは、廃校問題が一様ではないという事実である。政令市と特別区では取壊しと活用が並行して進み、活用先としては、教育・文化系や子育て系といった用途が他地域に比べて相対的に多く選ばれる。非過疎の中小都市や町村でも同様の傾向がうかがえ、加えて災害用備蓄倉庫など防災系の比率も相対的に高い。一方、過疎地域等では、小都市・町村を中心に、保養所、研修施設、サテライトオフィスといった企業や法人等の施設を含む地域振興系の比率が高い。

未利用の理由にも地域差がある。未利用が目立つのは主に過疎地域等の中小都市や町村であり、最大の理由として挙げられるのは地域からの要望が乏しく、再利用の需要を見出しにくいことである。未利用のまま長期間が経過し、老朽化が進むのも課題だ。仮に活用しようとしても、老朽化した施設を新たな用途に改装するには相応のコストがかかる。地域振興系の施設に転用する場合、そのコストを事業として回収できるか、あるいは行政コストに見合う経済効果が得られるかは、立地条件に左右される。未利用のままでも維持コストは発生し続けることを踏まえれば、早期の除却もまたひとつの選択肢となる。

最後に、活用率 74.4%という公表値について、個票データを踏まえれば、その水準には幅をもって理解する余地があるように思われる。集計上の取り扱いとして、統合校が活用に含まれること、複数棟のうち 1 棟でも利用されていれば活用済とされることに加え、活用済にも別種施設への転用から暫定的な利用まで幅があることなどに留意が必要である。廃校問題の実態を把握するうえでは、選択肢の定義や集計方法にかかる情報の充実が望まれるところである。今後、活用の判定基準や用途区分の定義、これらを定めた調査票様式や作成要領、ならびに個票レベルの集計結果が広く公表対象に加われば、統廃合にかかる適切な戦略の策定に資すると期待される。

以 上